

平成29年3月12日から



高齢運転者の交通安全対策が強化されます

更新時の認知機能検査の判定結果により、受講する高齢者講習の内容が変わります。

75歳未満

認知機能検査

認知機能が低下しているおそれがない

認知機能が低下しているおそれがある

認知症のおそれがある

高齢者2時間講習 (合理化講習)

運転適性検査 30分

＋ 双方向型講義 30分

＋ 実車指導 60分

高齢者3時間講習 (高度化講習)

運転適性検査 30分

＋ 双方向型講義 30分

＋ 実車指導 60分

＋ 個別指導 60分

更新時の認知機能検査で認知症のおそれがあると判定された場合、臨時適性検査の受検又は医師の診断書の提出が義務付けられます。

臨時適性検査の不受検又は医師の診断書の提出命令に違反した場合、運転免許の取消処分や停止処分を受けることになります。

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/>



街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION

警視庁

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



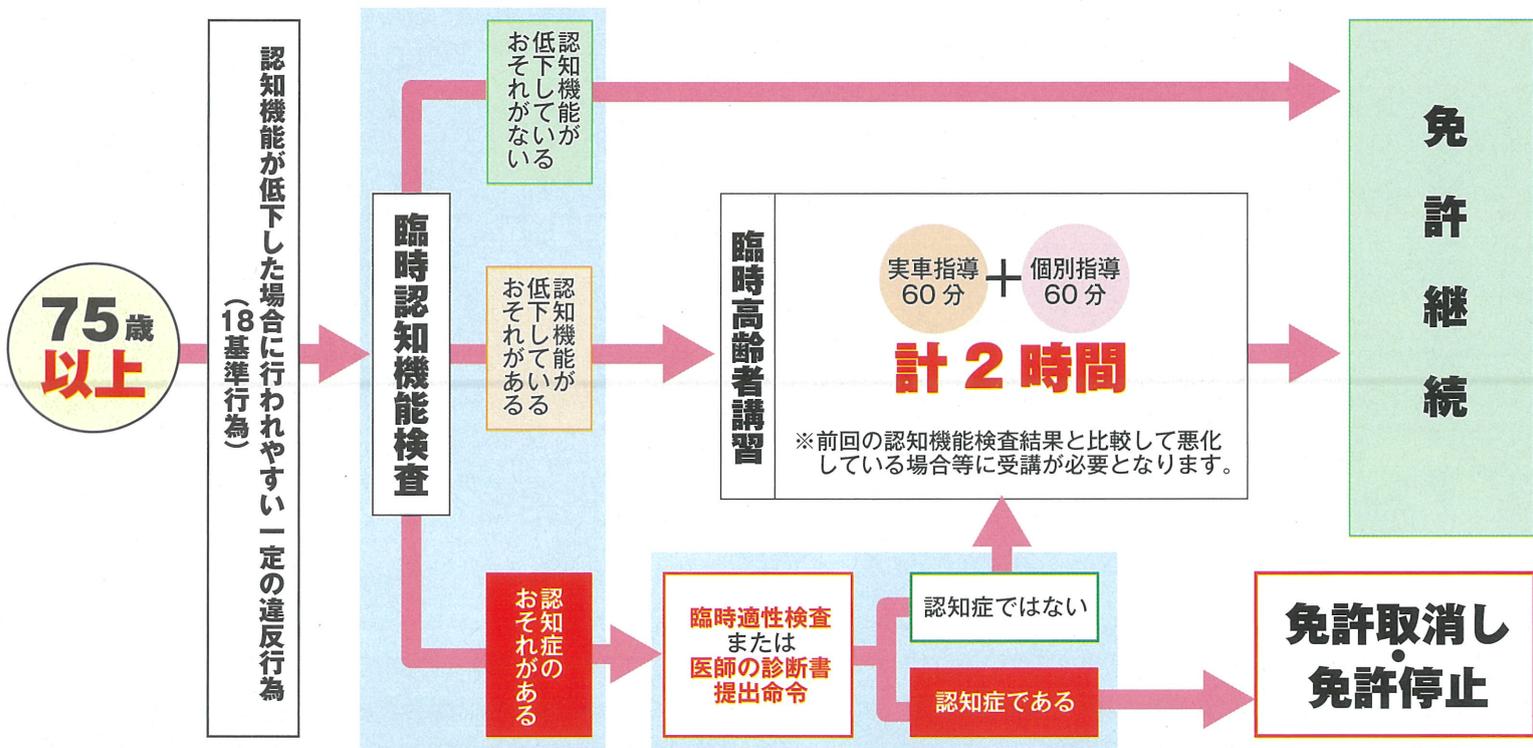
75歳以上の運転免許を持っている方が

「認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為(18基準行為)」

をした場合、臨時に認知機能検査を受けることとなります。

臨時認知機能検査の内容は、更新時における認知機能検査と同じ内容です。臨時認知機能検査は配達証明による受講の通知を受けた日の翌日から1カ月以内に受検しなければなりません。ただし、違反行為をした3カ月前の日以後に免許更新時の認知機能検査を受けた場合等、臨時認知機能検査を受ける必要がないこととされている場合を除きます。

- ①信号無視
- ⑦交差点右左折方法違反
- ⑬横断歩道等における横断歩行者等妨害
- ②通行禁止違反
- ⑧指定通行区分違反
- ⑭横断歩道のない交差点における横断歩行者妨害
- ③通行区分違反
- ⑨環状交差点左折等方法違反
- ⑮徐行場所違反
- ④横断等禁止違反
- ⑩優先道路通行車妨害等
- ⑯指定場所一時不停止等
- ⑤進路変更禁止違反
- ⑪交差点優先車妨害
- ⑰合図不履行
- ⑥しゃ断踏切立入り等
- ⑫環状交差点通行車妨害等
- ⑱安全運転義務違反



➔臨時認知機能検査や臨時高齢者講習を受けない場合には、運転免許の取消し又は停止となります。

➔更新時及び臨時認知機能検査等で「認知症のおそれがある」と判定された方については、臨時に適性検査を受けるか、一定の要件を満たす医師※の診断書を提出することとなります。

※認知症に関し専門的な知識を有する医師又は認知症に係る主治医

交通ルールを守って事故のない運転を心がけましょう